

議案第 89 号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市北郷町伊知地地先の市道 1 - 2 号線において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

勝山市

2 事故の概要

令和 2 年 1 月 17 日午後 11 時 00 分頃、勝山市北郷町伊知地地先の市道 1 - 2 号線において、道路改良工事完了箇所と未工事箇所に発生した段差の擦り付け部に同箇所を走行していた■■■■氏所有乗用車のフロントバンパーが接触し損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 115,624 円

令和 2 年 3 月 23 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この案を提出する。